

宝塚市立山手台中学校いじめ防止基本方針（2026年4月1日）

はじめに

本校は、人間尊重の精神を教育の基盤にし、「未来を創造するための基礎的な力を持ち、人間性豊かな生徒を育成する」を学校教育目標として、「確かな学力の向上」「自ら学ぶ力の育成」「心豊かな生徒の育成」に向けた教育活動に取り組んでいる。また、保護者や地域と連携を図り、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえながら、子どもたちの健全な成長を目指している。

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、その第13条に学校のいじめ防止基本方針の策定が義務付けられた。そこで、本校は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）についての対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を策定し、いじめ防止に努めてきたところであるが、平成29年に国及び県がいじめ防止基本方針を改定し、平成31年3月には本市においてもいじめ基本方針が改正されたことを受け、本校においてもそれらの方針を踏まえつつ、本校のいじめ基本方針を改定するものである。

1 いじめの定義

本方針において「いじめ」とは、以下のようにとらえる。

「本校に在籍する生徒に対して、一定の人的関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

2 いじめの認知に関する考え方

いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広く捉え、その上で情報共有と組織対応を行っていく。

いじめの認知については、初期段階のいじめであっても学校が組織として積極的に認知し、解決につなげることが重要であり、いじめの認知件数が多いことは、学校の目が児童生徒に行き届いていることのあかしであり、肯定的に捉えなければならない。

いじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめ解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、国基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

4 いじめ防止のための基本理念

本校のいじめ防止のための対策の基本理念は、「いじめ防止法等」は子どもの人権、権利を守る取組であるとの認識のもと、推進法に規定されているように、以下のとおりとする。

- ① いじめ防止法等のための対策は、すべての子どもに関係する問題であることに鑑み、子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくするようにすることを旨として行わなければならない。
- ② いじめ防止法等のための対策は、すべての子どもがいじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する子どもの理解を深めることを旨として行わなければならない。
- ③ いじめ防止法等のための対策は、いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、宝塚市、教育委員会、学校並びにすべての市民の連携及び協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

5 いじめ防止等のための組織の設置

学校は、推進法第22条の規定に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、学校いじめ防止委員会を設置する。

学校いじめ防止委員会は、「生徒指導上の問題」が、「いじめ」に当たるのかを判断し、いじめの解消の対処に当たるだけでなく、いじめの防止等に向けた教育課程の編成・実施等、より積極的な機能や役割を担うことのできる組織とする。そのため、学校いじめ防止委員会の目的、役割をより明確にするため、学校いじめ防止委員会の機能を既存の生徒指導委員会等に担わせることがないようにする。

(1) 構成員

いじめ防止委員会の構成員は、校長、教頭、生活指導担当教員、養護教諭、その他学校の実情に応じて決定する。また、個々のいじめ事案の対処等にあたっては、関係の深

い教職員を追加するなどの柔軟な組織とする。さらに必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加により、より実効的ないじめ問題の解決に資する体制とする。

(2) 役割

いじめ防止委員会は、次の役割を担う。

○推進法第2条に規定されている「いじめの定義」を全教職員が理解し、積極的にいじめの認知を行うことができるように組織体制を確立する。

○学校基本方針に基づき、いじめ防止等の取組に関して、教育課程の編成・実施等具体的な年間計画を作成するとともに、その実施結果を検証する。また、必要に応じて、学校基本方針を改訂する。

○いじめの相談・通報の窓口になるとともに、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報を収集・記録する。

○いじめが疑われる情報があった時には定例または緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、いじめの有無の判断、指導及び支援体制・対応方針の決定を行う。

○校内研修の企画及び運営

○部活動での問題についても共通理解を図り、組織的対応を行う。

○保護者や地域との連携、情報の提供を行う。

○推進法第28条に規定する重大事態の調査を行う。ただ、当該事案の性質に応じ、適切な専門家を加えて対応する。

※学校いじめ防止委員会を中核として、すべての教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校でいじめ防止等に関する対策を行う。また、教職員は、いじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、一人で抱え込むことなく、管理職や学年職員に相談するほか、学校いじめ防止委員会に報告し、組織的対応を行う。

4 いじめ防止等の対応に係る年間計画の策定及び見直し

いじめ防止等のための取組、早期発見、校内研修等についての内容を、年間を通した計画を策定する。計画策定や内容の実施にあたっては、P(計画)D(実施)C(検証)A(改善)サイクルの中で、よりよいものに見直していく。

5 いじめの未然防止

児童生徒一人ひとりの内面理解に基づき、全ての児童生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進めることで、学校の教育活動全体を通じて、豊かな心を育成する。このことを基盤として、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重する豊かな心を育成する。

(1) 人権教育の充実

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。このことを生徒一人一人がしっかりと理解し、互いの人権を尊重する心を育まなければならない。そのため、全ての教育活動の中に常に人権尊重の視点を持ち、生徒の人権が守られる学校・学級づくりに取り組む。

(2) 道徳教育の充実

児童生徒が道徳的な心情や判断力、道徳的な実践意欲や態度を育むことは、いじめの防止に大変有効である。生命を大切にすると他を思いやる心、善悪の判断などの規範意識を持ち、いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育てる。

(3) 体験活動の充実

体験的な活動は生徒の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得、仲間意識や自己肯定感を醸成する。2年生のトライやるウィーク、3年生での修学旅行をはじめとして、その他多様な体験活動を計画的に進めていく。

(4) わかる授業づくり・楽しい授業づくりの推進

学力に不安のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む1つの要因になっている。そのため、生徒にとって学ぶ喜びを感じることができるよう「わかる授業・楽しい授業」を推進し、基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感を持たせることが、生徒の心や生活を安定させ、いじめを防止する手立ての一つとなることを教職員一人ひとりが認識し、授業改善に取り組む。

(5) 部活動における指導の充実

中学生が自分の学級や学年を離れて自主的、自発的な参加により行われる部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感などを育成する。また、人間関係の構築や自己肯定感の向上など、その教育的意義は高い。こういった意義が達成されるよう「宝塚市立中学校部活動ガイドライン」に則り、生徒の主体性、自主性を育む部活動指導をとおして、いじめ等の発生防止を含めた適切な集団づくりを行う部活動文化の醸成を図る。

指導に当たっては、「連帯責任」を取らせる等、特定の部員に対して非難が向けられるような指導ではなく、対話を重視した指導を行う。また、部活動内でのいじめや生徒指導上の問題を部活動内に留めることなく、学校いじめ防止委員会等で情報共有を行い、適切な対応を組織的に行うようにする。

6 いじめの早期発見

(1) 定期的なアンケート調査等の実施

いじめの実態把握のための「いじめ調査アンケート」を原則として、いじめが疑われる場合等、実態に応じて即時実施するとともに、少なくとも学期に1回以上実施し、担任等による面談を通じて、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。アンケートの実施に当たっては、記名、無記名、記入場所、提出方法等、アンケートの内容に応じて配慮する。学校におけるいじめアンケートの保存期間について、全員分の回答用紙は対象児童生徒が卒業するまでとし、回答を取りまとめた文書は5年間保存する。

また、第1学期には、必ず、教育委員会作成の「こころとからだのアンケート調査」

を行う。本アンケート調査は、心理教育、リラクゼーション、アンケートへの回答、回答後の担任等による面談という一連の指導として行い、必要に応じて、スクールカウンセラーなどの臨床心理士によるカウンセリングも活用する。

(2) 教職員と生徒との良好な人間関係の構築と相談機能の充実

いじめが疑われる事案があったとき、いじめを受けている生徒やその保護者、またいじめを見た生徒などから、安心して相談できる教職員であるよう、日ごろから生徒との良好な関係を構築する。

また、生徒や保護者、地域等からのいじめに関する相談を受けるところとして、担任等の教職員、校内の「いじめ防止委員会」等が担っているが、この相談体制が適切に機能しているかなどについて定期的に点検するとともに、学校日より、保護者懇談会、PTAの会議、地域の会議などを通じて広く周知する。

(3) 生徒のSOSを発信できる力の育成

相談機能の充実を図るとともに、自殺予防プログラム等を実施し、生徒が自分自身や友達の危機に気づき、問題を一人で背負い込まずに対処をしたり関わったりし、信頼できる大人につなぐことの重要性を理解する等、生徒のSOSを発信できる力の育成を図る。

7 いじめへの対応

教職員は、いじめを発見し又は相談を受けた場合には、推進法第23条1項の規定に基づき、直ちに管理職に報告し、特定の教職員だけで抱え込むことなく、速やかに「学校いじめ防止委員会」に報告し、組織的な対応につなぐ。

指導に際しては、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。児童生徒をしばらく見守るという対応については、援助を求めた側が、自分は見守られているということを感じることができるように対応しなければならない。また、全ての教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した対応を行う。

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した時は、その場ですぐに止める。生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止委員会」に情報を提供し、組織的な対応を行う。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

(2) いじめを受けた生徒や保護者への支援

いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う。また、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。ま

た、いじめを受けた生徒にとって信頼できる友人や大人などと連携し、生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた生徒が一刻も早く、安心して学校生活を送ることができるよう、全力で取り組む。

こういった取組に当たっては、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。

(3) いじめた生徒やその保護者への対応

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。聴取した事実関係は、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携した対応を行う。その際、家庭における生徒への指導等について必要な助言を保護者に行う。

場合によっては、いじめた生徒に対する別室での指導、学校教育法第11条の規定に基づいた懲戒を行うこともあり得る。その際は、市教育委員会と十分に協議の上で行う。

(4) 周囲の生徒への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えること、いじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導する。

はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめは学級全体の問題であることを生徒に理解させながら、被害生徒と加害生徒、周りの生徒との関係を修復し、好ましい集団活動ができるよう、集団の一員としての在り方について考えさせる。

(5) 教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、その指導助言等による支援を得ながら、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。また、経過観察・解消等のいじめ事案の状況を適宜、教育委員会に報告し、教育委員会との連携を図る。

8 生徒の主体的な活動

学校全体でいじめ防止に取り組む観点から、生徒自らが主体となった活動（生徒会活動、学級活動等）の中で、いじめ防止等について議題にし、話し合うなど、生徒自らが自分たちのできることについて主体的に考え行動できるようにする。その際、次のような内容が考えられる。

- 「多様性」を認め合える学級とはどのような学級か。
- どのようにすれば、いじめが起こらない学級・学校づくりができるのか。
- いじめが起こったとき、自分たちの力で解決するにはどのようにしたらよいのか

9 教職員研修

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくためには、教

職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気が必要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めなければならない。

内容としては、生徒一人一人が自己存在感や自己有用感を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、またカウンセリングマインドなど生徒理解による生徒指導のあり方など、多様なものを取り上げる。また、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する学校の取組方針や計画、個別の事例研究等による教職員の共通理解を図ることができるようにする。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士などの専門家を活用する。

「いじめ防止等の研修」は、必ずしも特定の領域に特化できるものではなく、生徒指導をはじめ学級経営、集団づくり、授業づくり、児童生徒理解等々、多様なテーマにおよぶものである。教職員がこれらの研修を「いじめ防止等の研修」として、積極的な意義を見出し、教職員の共通認識や問題意識が形成されるよう行う。

1 0 特別な支援を必要とする児童生徒への配慮

特別支援学級だけでなく通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の中には、他の生徒との間にトラブルが生じた際に、自分の思いを表現することが困難な生徒もいる。このような生徒に対するいじめを未然に防止し、または発生したいじめを早期に発見し、対処するには、全教職員による支援体制の構築が不可欠である。また、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てていくため、個々の児童生徒を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学校との、さらには特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習をより積極的に推進していく。

1 1 ネット上のいじめへの対応

インターネット等を介したいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校では、「授業づくり」「集団づくり」「児童生徒の主体的な活動」等の取組とともに、児童生徒、保護者に対して、警察や通信事業者等と連携を図り、情報モラルに関する教育に取り組む。また、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者に対しても家庭における保護者の責務や家庭での教育の必要性について周知する。

1 2 学校間の連携

小学校、高校との連携を密にし、生徒の人間関係やこれまでのトラブル等の情報の引き継ぎを丁寧に行う。また、いじめ等の事案が中学校間等でまたがる場合は、特に連携を密にして対応する。

1 3 家庭地域との連携

P T Aや地域の関係団体との連携を進め、関係機関が組織的に協働する体制を構築す

る。関連の会議において、いじめ防止等について情報交換や意見交換を行うことで、地域とのネットワークづくりを推進する。

1.2 教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間の確保

ノー会議デー、ノー部活デー、定時退勤日の実施、事務作業や会議の効率化、部活動の運営の改善等を一層進めるなど勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間を確保し、一人ひとりの児童生徒の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に資する体制を整備する。

保護者に、「勤務の適正化に係る取組について」を配布し、教職員の平均超過勤務時間、定時退勤日、ノー部活デーの設定、勤務時間終了後の電話連絡について周知し、保護者への理解と協力を求める。

1.4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

本方針において、「重大事態」とは、次のようにとらえる。

- ① いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

具体的には以下のような場合が想定される。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上いじめにより欠席した場合

年間30日以上欠席でなくても、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合でも、教育委員会や学校の判断により重大事態ととらえる。また、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態としてとらえる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した時は、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した時は、「宝塚市いじめ防止等基本方針（改訂版）」に沿った対処を行う。